

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号

大和証券オフィス投資法人

代表者名 執行役員 大高 和夫

(コード番号 : 8976)

資産運用会社名

大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 山内 章

問合せ先 代表取締役副社長 篠塚 裕司

TEL. 03-6215-9649

規約変更及び役員等の選任に関するお知らせ

大和証券オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、平成 24 年 8 月 20 日開催の本投資法人の第 7 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）の招集に関し、その目的事項を下記のとおりとすることを承認いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記の決議事項は、投資主総会における承認をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な理由及び内容について

- (1) 「租税特別措置法」に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件の一部が改正されたことに伴い、規約と当該法令との字句の統一を図るため、所要の変更を行うものです。（第5条）
- (2) 補欠役員の選任に係る決議の効力を被補欠者である役員の任期満了時までとするため、必要な規定の新設を行うものです。（第18条）
- (3) 本投資法人の投資対象資産の主たる用途であるオフィスについて、容易にオフィスに転用できる場合を含む旨を明確化すると共に、複数の不動産が社会経済上一体的に利用され得る場合の投資態度を明確化するものです。（別紙1 資産運用の対象及び方針（投資態度）1.）
- (4) 本投資法人における中長期にわたる安定収益の維持・向上を図るため、柔軟に資産を取得できる体制を整える必要があることから、規約に定める投資制限の規定を変更するものです。（別紙1 投資運用の対象及び方針（投資制限）1.）
- (5) その他必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備を行うとともに、「投資信託及び投資法人に関する法律」、「金融商品取引法」その他本投資法人に適用される法令、社団法人投資信託協会規則及び社内規程との整合性の観点から、変更を加えるものです。

（規約変更の詳細については、添付資料「第 7 回投資主総会招集のご通知」をご参照ください。）

2. 執行役員 1 名選任について

現執行役員（大高和夫）は平成 24 年 8 月 20 日をもって任期満了となるため、執行役員 1 名（大村信明）の選任をお願いするものであります。なお、本議案によって選任される執行役員の任期は、平成 24 年 8 月 20 日より 2 年となります。

（執行役員 1 名選任の詳細については、添付資料「第 7 回投資主総会招集のご通知」をご参照ください。）



3. 補欠執行役員 1 名選任について

本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員 1 名（篠塚裕司）の選任をお願いするものです。

(補欠執行役員 1 名選任の詳細については、添付資料「第 7 回投資主総会招集のご通知」をご参照ください。)

4. 監督役員 2 名選任について

現監督役員 2 名（平石孝行及び佐久間宏）は平成 24 年 8 月 20 日をもって任期満了となるため、監督役員 2 名（平石孝行及び佐久間宏）の再任をお願いするものであります。なお、本議案によって選任される監督役員の任期は、平成 24 年 8 月 20 日より 2 年となります。

(監督役員 2 名選任の詳細については、添付資料「第 7 回投資主総会招集のご通知」をご参照ください。)

5. 今後の日程

平成 24 年 7 月 13 日 投資主総会提出議案承認役員会
平成 24 年 8 月 2 日 投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 24 年 8 月 20 日 投資主総会（予定）

添付資料：第 7 回投資主総会招集のご通知

以上

- * 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwa-office.co.jp>

平成24年8月2日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号

大和証券オフィス投資法人

執行役員 大高和夫

第7回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、平成24年8月17日（金曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人規約において「みなし賛成」を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された各議案について賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人規約抜粋＞

第14条（みなし賛成）

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
- 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1、日 時：平成24年8月20日（月曜日）午前10時

2、場 所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキヨウノースタワー 18階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3、会議の目的事項：

決議事項

第1号議案 規約変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

各議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.daiwa-office.co.jp>) に掲載いたします。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、本投資主総会の3日前まで（平成24年8月16日まで、同日を含みます。）に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により本投資法人にご通知ください。
 - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 「租税特別措置法」に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件の一部が改正されたことに伴い、規約と当該法令との字句の統一を図るため、所要の変更を行うものです。（第5条）
- (2) 補欠役員の選任に係る決議の効力を被補欠者である役員の任期満了時までとするため、必要な規定の新設を行うものです。（第18条）
- (3) 本投資法人の投資対象資産の主たる用途であるオフィスについて、容易にオフィスに転用できる場合を含む旨を明確化すると共に、複数の不動産が社会経済上一体的に利用され得る場合の投資態度を明確化するものです。（別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資態度）1.）
- (4) 本投資法人における中長期にわたる安定収益の維持・向上を図るため、柔軟に資産を取得できる体制を整える必要があることから、規約に定める投資制限の規定を変更するものです。（別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資制限）1.）
- (5) その他必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備を行うとともに、「投資信託及び投資法人に関する法律」、「金融商品取引法」その他本投資法人に適用される法令、社団法人投資信託協会規則及び社内規程との整合性の観点から、変更を加えるものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第5条（発行可能投資口総口数） 1. [条文省略] 2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。 3. [条文省略]	第5条（発行可能投資口総口数） 1. [現行どおり] 2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。 3. [現行どおり]
第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使の手続その他の投資口の取扱いに関する手続並びにその手数料については、法令又は本規約の <u>他</u> 、役員会の定める投資口取扱規則による。	第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使の手続その他の投資口の取扱いに関する手続並びにその手数料については、法令又は本規約の <u>ほか</u> 、役員会の定める投資口取扱規則による。
第9条（招集） 1. [条文省略] 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の <u>他</u> 、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>予め</u> 定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得てこれを招集する。 3. [条文省略]	第9条（招集） 1. [現行どおり] 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得てこれを招集する。 3. [現行どおり]
第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において <u>予め</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において <u>予め</u> 定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。	第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において <u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において <u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（決議）</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p>第11条（決議）</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p>
<p>第12条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [条文省略] 2. 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を<u>予め</u>本投資法人に提出しなければならない。 	<p>第12条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [現行どおり] 2. 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を<u>あらかじめ</u>本投資法人に提出しなければならない。
<p>第15条（基準日）</p> <p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い<u>予め</u>公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができます。</p>	<p>第15条（基準日）</p> <p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い<u>あらかじめ</u>公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができます。</p>
<p>第18条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [条文省略] 2. [条文省略] 3. [新設] 	<p>第18条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [現行どおり] 2. [現行どおり] 3. <u>補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である執行役員又は監督役員の任期が終了する時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（執行役員及び監督役員の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、執行役員又は監督役員の投信法第115条の6第1項の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議によって法令に定める限度において免除することができる。</p>	<p>第20条（執行役員及び監督役員の<u>損害賠償責任</u>の免除）</p> <p>本投資法人は、執行役員又は監督役員の投信法第115条の6第1項の<u>損害賠償責任</u>について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議によって法令に定める限度において免除することができる。</p>
<p>第21条（招集及び議長）</p> <p>1．役員会は、法令に別段の定めがある場合<u>の他</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め定めた順序</u>に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2．役員会の招集通知は、<u>会日</u>の3日前までに、執行役員及び監督役員の全員に対して発するものとする。ただし、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>第21条（招集及び議長）</p> <p>1．役員会は、法令に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>あらかじめ定めた順序</u>に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2．役員会の招集通知は、<u>役員会の日</u>の3日前までに、執行役員及び監督役員の全員に対して発するものとする。ただし、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>
<p>第22条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席の上、その過半数の議決をもって行う。</p>	<p>第22条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、議決に加わることができると構成員の過半数が出席の上、その過半数の議決をもって行う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第23条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p>	<p>第23条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名<u>若しくは</u>記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p>
<p>第24条（役員会規則）</p> <p>役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもの<u>のほか</u>、役員会において定める役員会規則による。</p>	<p>第24条（役員会規則）</p> <p>役員会に関する事項については、法令及び本規約のほか、役員会の定める役員会規則による。</p>
<p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算日の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剩余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。）とする。</p> <p>② [条文省略]</p> <p>(2) [条文省略]</p> <p>(3) [条文省略]</p> <p>(4) [条文省略]</p> <p>(5) 投信協会規則</p> <p>本投資法人は、第1号乃至第4号までのほか、金銭の分配にあたっては、投信協会規則等に従うものとする。</p>	<p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に準拠して計算される利益（決算日の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剩余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。）とする。</p> <p>② [現行どおり]</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p>(4) [現行どおり]</p> <p>(5) 投信協会規則</p> <p>本投資法人は、第1号乃至第4号までのほか、金銭の分配にあたっては、投信協会規則に従うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用の対象及び方針 (資産運用の対象)</p> <p>1. [条文省略] 2. [条文省略] 3. [条文省略] 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>他</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。 [以下条文省略] 5. [条文省略] 6. [条文省略]</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. 本投資法人が不動産（信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。）へ投資するに際しては、主たる用途をオフィスとし、その主たる投資対象エリアを東京主要5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）、首都圏（東京主要5区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、及び地方主要都市とする。</p> <p>2. [条文省略]</p>	<p>別紙1 資産運用の対象及び方針 (資産運用の対象)</p> <p>1. [現行どおり] 2. [現行どおり] 3. [現行どおり] 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>ほか</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。 [以下現行どおり] 5. [現行どおり] 6. [現行どおり]</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. 本投資法人が不動産（信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。）へ投資するに際しては、主たる用途をオフィス<u>（他の用途に供されているものの、容易にオフィスに転用できる場合を含む。以下同じ。）</u>とし、その主たる投資対象エリアを東京主要5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）、首都圏（東京主要5区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、及び地方主要都市とする。<u>ただし、複数の不動産が社会経済上一体的に利用され得る場合において、これを一体として評価した場合の主たる用途がオフィスであると判断される場合には、これに関連して本投資法人が保有することとなる不動産等又は不動産対応証券の裏付けとなる不動産等の主たる用途がオフィスであることを条件として、当該一体としての不動産の全部又は一部に係る不動産等又は不動産対応証券を取得することができる。</u></p> <p>2. [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
3. [条文省略] 4. [条文省略] 5. [条文省略] 6. [条文省略] 7. [条文省略] 8. [条文省略] 9. [条文省略]	3. [現行どおり] 4. [現行どおり] 5. [現行どおり] 6. [現行どおり] 7. [現行どおり] 8. [現行どおり] 9. [現行どおり]
(投資制限) 1. 資産運用の対象に掲げる有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、本投資法人の主たる投資目的たる不動産投資を補足する観点で、安全性、 <u>流動性を伴う場合にのみ運用できる</u> ものとする。	(投資制限) 1. <u>「資産運用の対象」第4項に掲げる有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、本投資法人の主たる投資目的たる不動産投資を補足する観点で、安全性、換金性又は「資産運用の対象」第2項若しくは第3項に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</u> 2. <u>「資産運用の対象」第4項に掲げるデリバティブ取引は、本投資法人の負債に起因する金利変動リスクをヘッジすることを目的とした運用に限定し、相場変動による利殖目的の運用は行わないものとする。</u>
別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類毎に定める。 (1) [条文省略]	別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類毎に定める。 (1) [現行どおり]

現 行 規 約	変 更 案
(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託受益権及び匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は(1)に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。	(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託受益権及び匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は(1)に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。
(3) 不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。	(3) 不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。
(4) [条文省略]	(4) [現行どおり]
(5) [条文省略]	(5) [現行どおり]

現 行 規 約	変 更 案
(6) デリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価する。 上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ会計を認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。	(6) デリバティブ取引に係る権利 <u>金融商品取引所</u> に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該 <u>金融商品取引所</u> の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。 <u>金融商品取引所</u> の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価する。 上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ会計を認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。
(7) [条文省略]	(7) [現行どおり]
(8) その他の資産 上記(1)乃至(7)に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。	(8) その他の資産 上記(1)乃至(7)に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により付されるべき評価額をもって評価する。
2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。 (1) [条文省略]	2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。 (1) [現行どおり]

現 行 規 約	変 更 案
(2) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は(1)に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。 3. [条文省略]	(2) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は(1)に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。 3. [現行どおり]
別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 運用報酬I (運用資産基準) [条文省略]	別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 運用報酬I (運用資産基準) [現行どおり]
運用報酬II (賃貸収益基準) [条文省略]	運用報酬II (賃貸収益基準) [現行どおり]
運用報酬III (配当可能基準) 当報酬控除前の「分配可能金額」の2.0%に相当する金額とする。 「分配可能金額」とは、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引き前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とし、不動産等の売却益を含む。 支払時期は、当該営業期間に係る決算書類の承認後、1か月以内とする。	運用報酬III (配当可能基準) 当報酬控除前の「分配可能金額」の2.0%に相当する金額とする。 「分配可能金額」とは、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準・慣行に準拠して計算される税引き前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とし、不動産等の売却益を含む。 支払時期は、当該営業期間に係る決算書類の承認後、1か月以内とする。
運用報酬IV (資産取得基準) [条文省略]	運用報酬IV (資産取得基準) [現行どおり]
運用報酬V (資産売却基準) [条文省略]	運用報酬V (資産売却基準) [現行どおり]

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員大高和夫は、平成24年8月20日をもって任期満了となります。

つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたします。

また、本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成24年8月20日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(おおむらのぶあき) 大 村 信 明 (昭和23年9月24日生)	昭和46年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）入社 平成8年5月 同社 経理部長兼業務部長 平成9年2月 同社 債券部長 平成9年6月 同社 取締役 平成9年10月 同社 債券・資金本部長兼金融派生商品部 担当 平成9年12月 同社 商品本部債券担当 平成10年11月 同社 商品本部債券担当兼海外業務部 担当 平成11年2月 同社 インベストメント・バンク業務 上席担当兼海外拠点担当 平成11年4月 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社 常務取締役 インベストメント・バンク業務上席担当兼海外拠点担当 平成12年2月 同社 インベストメント・バンク業務 上席担当兼M&A担当兼ストラクチャード・ファイナンス担当 平成13年4月 同社 コーポレート・ファイナンス上席担当兼プリンシパル・ファイナンス担当 平成14年6月 同社 海外上席担当 平成15年6月 同社 専務取締役 平成18年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 代表取締役社長 平成22年4月 同社 特別顧問 平成24年3月 同社 特別顧問退任
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(しのつかゆうじ) 篠塚 裕司 (昭和39年4月30日生)	平成元年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）入社 平成21年6月 同社 経営企画部部長 平成21年7月 大和リアル・エstate・アセット・マネジメント株式会社出向 同社 代表取締役副社長 IR総合企画部長 平成21年11月 同社 代表取締役副社長 経営企画部長 平成23年4月 同社 代表取締役副社長 経営企画部兼財務部長（現任）
所有する本投資法人の投資口数	なし

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である大和リアル・エstate・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役副社長であります。

上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員平石孝行及び佐久間宏の2名は平成24年8月20日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたします。

また、本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成24年8月20日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	(ひらいしたかゆき) 平 石 孝 行 (昭和40年10月16日生)	平成4年4月 弁護士登録 スプリング法律事務所 (旧名称：沖信・石原・清法律事務所) 入所 平成7年9月 University of Connecticut School of Law 留学 平成8年9月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP (旧名称：Pillsbury, Madison & Sutro LLP) 法律事務所 Los Angeles Office勤務 平成9年9月 スプリング法律事務所復帰 (現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任 (現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	(さくまひろし) 佐 久 間 宏 (昭和34年1月28日生)	昭和58年4月 日本電気株式会社 入社 平成元年9月 アーサーアンダーセン 入社 平成3年4月 クーパース&ライブランド 入社 平成7年9月 スミス・バニー証券会社 入社 平成8年7月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券 会社 入社 平成10年4月 佐久間公認会計士事務所設立 (現職) 平成12年5月 株式会社ジャストプランニング取締 役就任 (現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任 (現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

- 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- 上記監督役員候補者佐久間宏は、佐久間公認会計士事務所の所長であります。
- 上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第7回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキヨウノースタワー 18階

最寄駅 J R線 東京駅より（直結） 歩約1分
丸ノ内線 東京駅より（地下直結） 歩約4分
東西線 大手町駅より（地下直結） 歩約4分
東西線・銀座線 日本橋駅より 歩約4分
半蔵門線 三越前駅より 歩約5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。